

議案第40号

八幡浜市民スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市民スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市民スポーツパークの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 (有料施設及び使用料)				別表 (有料施設及び使用料)			
有料施設 の名称	利用 区分	利用時間	使用料 (単位:円)	有料施設 の名称	利用 区分	利用時間	使用料
グラウンド	全面	8時～17時	3,180	グラウンド	全面	8時～17時	円 3,120
		8時～12時	1,570			8時～12時	1,540
		12時～17時	1,920			12時～17時	1,880
		時間帯以外 (1時間まで ごとに)	470			時間帯以外 (1時間まで ごとに)	460
	片面	8時～17時	1,590	片面	8時～17時	1,560	
		8時～12時	780		8時～12時	770	
		12時～17時	960		12時～17時	940	
		時間帯以外 (1時間まで ごとに)	230		時間帯以外 (1時間まで ごとに)	230	
ソフト ボール 1面に つき	8時～17時	1,060	ソフト ボール 1面に つき	8時～17時	1,040		
	8時～12時	520		8時～12時	510		
	12時～17時	640		12時～17時	630		
	時間帯以外 (1時間まで ごとに)	150		時間帯以外 (1時間まで ごとに)	150		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市民スポーツパークの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。